

# 沼津市立金岡中学校いじめ防止基本方針 ～主な流れ～

令和8年4月3日

## 〔いじめ対策委員会〕

- 校長 □教頭
- 生徒指導主任
- 教務主任 □養護教諭
- 不登校担当
- 該当する学年主任
- 該当する学級担任 □SC

## いじめ未然防止のための日常の取組

### 1 魅力ある授業・学級・学校づくり

- ・誰でも「わかる・できる・楽しい」という思いをもたせるユニバーサルデザインを意識した授業や学級づくり
- ・学習習慣の確立
- ・読書活動の推進

### 2 豊かな心が育つ取組

- ・あいさつに生徒全員が参加する体制づくり
- ・いじめのない学校の実現のための提言（生徒会によるいじめ7ヶ条）
- ・基本的習慣の確立するための「金岡中の生活」の遵守

- ・生徒会活動や学校行事（ふもと祭）など特別活動における共感的な人間関係づくりや自発性の育成

### 3 全ての教育活動を通した指導

- ・「自己指導能力」を高める生徒指導
- ・自立を目指すたくましい生徒
- ・インターネットやメール等の利用実態を把握した上での情報モラル教育

## 定期的な「いじめ・不登校対策委員会」の設置と学校としての取組

いじめを起こさせないための日常の取組

いじめを早期に発見するための取組

### いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- 日常における生徒の兆候を把握する。（担任・全教職員）
- 養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性。

### 管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

- いじめの判断は、一人ではない。（学年主任、生徒指導主事等への報告・協議）
- 校長へ迅速に報告し、初動対応の方向を決定する。
- 情報の提供者に配慮する。

### 関係生徒からの事実の確認

- 複数の教員で対応し、個別に話を聞く。●共感的に聞き、事実を確実に確かむ。

### 「いじめ・不登校対策委員会」において対応方針の決定

- いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の手順等を検討する。
- 学級担任一人に任せることなく、役割分担を明確にし、組織的に対応する。
- 決定した対応方針を職員間で共通理解する。

### 他の生徒への指導

- 新たないじめを防止するための指導を行う。
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

### 関係機関との連携

- 市教育委員会、警察、少年サポートセンター等、連携協力を図る。（恐喝や暴力等の犯罪行為）

### いじめられた生徒、保護者への援助

- 保護者からの訴えや相談には、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- カウンセリング等の支援を行う。

### いじめた生徒、保護者への指導・対応

- 行った行為について、許されないことを十分に自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないためにいじめの背景にあった状況について一緒に考える。

継続指導、指導の見直し

いじめの解消

## 〔相談窓口〕

金岡中学校 921-1558  
校長 教頭  
生徒指導主任

## いじめを早期発見するための取組

### 1 共感的な人間関係の醸成

- ・生徒の個性を尊重し、生徒の気持ちに寄り添った温かい指導を行う。
- ・日頃から生徒一人一人との触れ合いを大切にする。

### 2 校内連携体制の充実

- ・学級（教科）担任や養護教諭は、小さなサインも見逃さないで、きめ細かい情報交換を日常的に行う。
- ・スクールカウンセラーや支援員の役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・事務職員や支援員等も含めて全教職員で情報をキャッチする。

### 3 アンケート調査等の実施や保護者との連携

- ・年間を通して、いじめアンケート（記名式・無記名式）や教育相談週間等を実施し、実態を指導に生かす。
- ・保護者と丁寧に連絡を取り合い、いじめに対して、早期対応する。

## 〔重大事態への対応〕

### 〈重大事態〉

生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

### 〈発生時の対応〉

- 速やかに教育委員会に報告する
- いじめ対策委員会を中心に事実関係を調査し、関係機関と連携して適切な対応を行う
- いじめを受けた児童の保護者に対し、情報を適切に提供する